

第 8 4 号議案

八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する 条例設定について

八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 2 6 年 9 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 療養介護（第 4 条—第 3 1 条）
- 第 3 章 生活介護（第 3 2 条—第 4 9 条）
- 第 4 章 自立訓練（機能訓練）（第 5 0 条—第 5 4 条）
- 第 5 章 自立訓練（生活訓練）（第 5 5 条—第 5 9 条）
- 第 6 章 就労移行支援（第 6 0 条—第 6 8 条）
- 第 7 章 就労継続支援 A 型（第 6 9 条—第 8 2 条）
- 第 8 章 就労継続支援 B 型（第 8 3 条—第 8 5 条）
- 第 9 章 多機能型に関する特例（第 8 6 条—第 8 8 条）
- 第 1 0 章 雑則（第 8 9 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 8 0 条第 1 項の規

定に基づき、八王子市における障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- (2) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同条第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 障害福祉サービス事業を行う者（次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。以下「障害福祉サービス事業者」という。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、当該障害福祉サービスの効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に

障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。
- 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。
- 4 障害福祉サービス事業者は、利用者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。
- 5 障害福祉サービス事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。
- 6 障害福祉サービス事業者は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注の機会の増大に協力するよう努めなければならない。

第2章 療養介護

（基本方針）

第4条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第2条の2に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の配置の基準）

第5条 療養介護の事業を行う者（以下「療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「療養介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かななければならない。

- (1) 管理者（療養介護事業所の長をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 医師
- (3) 看護師、准看護師又は看護補助者

(4) 生活支援員

(5) サービス管理責任者（障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）

（構造設備）

第6条 療養介護事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（規模）

第7条 療養介護事業所の規模は、市規則で定める基準を満たさなければならない。

（設備の基準）

第8条 療養介護事業所は、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる設備、多目的室その他運営上必要な設備（次項においてこれらを「設備」という。）を設けなければならない。

2 設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（管理者の資格要件）

第9条 管理者は、医師でなければならない。

（管理者の責務等）

第10条 管理者は、当該療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

3 管理者は、当該療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

（サービス管理責任者の責務等）

第11条 サービス管理責任者は、次項から第8項までに規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 利用の申込みに際し、利用申込者に係る障害福祉サービス事業者等に対す

る照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況その他必要な事項を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、当該利用者について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該利用者に面接を行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期並びに提供上の留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携を当該療養介護計画の原案に含めるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、利用者に対する療養介護の提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、療養介護計画の原案の内容について意見を求めるとともに、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

6 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、当該療養介護計画の実施状

況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行わなければならない。

8 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、定期的に当該利用者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。

9 第2項から第6項までの規定は、第7項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（運営規程）

第12条 療養介護事業者は、各療養介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 療養介護の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 緊急やむを得ない場合に第25条第1項に規定する身体的拘束等を行う際の手続
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第13条 療養介護事業者は、利用者に対し、適切な療養介護を提供することができるよう、各療養介護事業所において、当該療養介護事業所の従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 療養介護事業者は、各療養介護事業所において、当該療養介護事業所の従業者によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 療養介護事業者は、従業者の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第15条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第16条 療養介護事業者は、利用者に対して金銭の支払を求めることができる。ただし、当該金銭の用途が利用者の便益を直接向上させるものであり、かつ、支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

2 前項の規定により利用者に金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該利用者に対し説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(療養介護の取扱方針)

第17条 療養介護事業者は、療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 療養介護事業所の従業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、説明しなければならない。

3 療養介護事業者は、提供する療養介護の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

(相談及び援助)

第18条 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の確かな把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第19条 療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援するため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第20条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

3 療養介護事業者は、前2項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

4 療養介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第21条 療養介護事業者は、必要に応じ、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第22条 療養介護事業所の従業者は、現に療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第23条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第24条 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるとともに、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第25条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 前項の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。

(2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。

(3) 身体的拘束等が一時的なものであること。

3 療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ指定する複数の者をもって構成する組織体での判断を必要とし、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第26条 療養介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 療養介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族

の同意を得なければならない。

(苦情解決)

第27条 療養介護事業者は、利用者又はその家族からの療養介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、提供した療養介護について、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携等)

第28条 療養介護事業者は、療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、前項の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第30条 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制、地域との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらを定期的に従業者、利用者及び利用者の家族等に周知しなければならない。

2 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第31条 療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 療養介護計画
- (2) 第25条第3項に規定する身体的拘束等の記録
- (3) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第29条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

第3章 生活介護

(基本方針)

第32条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の配置の基準)

第33条 生活介護の事業を行う者（以下「生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。ただし、第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことをもって、第3号の理学療法士又は作業療法士に代えることができる。

- (1) 管理者（生活介護事業所の長をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 医師
- (3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。次章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
- (4) サービス管理責任者

(構造設備)

第34条 生活介護事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫

され、かつ、日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(規模)

第35条 生活介護事業所の規模は、市規則で定める基準を満たさなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第36条 生活介護事業者は、生活介護事業所のうち主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の従業者及び従たる事業所の従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

3 従たる事業所の規模は、市規則で定める基準を満たさなければならない。

(設備の基準)

第37条 生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を市規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

2 前項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用とすることができる。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(管理者の資格要件)

第38条 管理者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは同法第2条に規定する社会福祉事業（第73条及び第74条第1項において「社会福祉事業」という。）に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

第39条 生活介護事業者は、各生活介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域（当該生活介護事業所が通常時に生活介護を提供する地域をいう。次条において同じ。）
- (7) 生活介護の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (13) その他事業の運営に関する重要事項

(サービス提供困難時の対応)

第40条 生活介護事業者は、当該生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な生活介護を提供することが困難であると認める場合は、他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護)

第41条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えないなければならない。

3 生活介護事業者は、前2項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

4 生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

5 生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第42条 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めるとともに、利用者のうち生産活動に従事する者の作業時間、作業量等が過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

2 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者のうち生産活動に従事する者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

3 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第43条 生活介護事業者は、利用者のうち生産活動に従事する者に、当該生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならない。

(食事)

第44条 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合には、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。ただし、栄養士を置く生活介護事業所にあつては、この限りでない。

(健康管理)

第45条 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じなければならない。

(緊急時等の対応)

第46条 生活介護事業所の従業者は、現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第47条 生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるとともに、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第48条 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関（当該生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めなければならない。

(準用)

第49条 第10条、第11条、第13条から第18条まで、第23条及び第25条から第31条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第2項、第11条及び第17条第1項中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第31条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第25条第3項」とあるのは「第49条において準用する第25条第3項」と、同項第3号中「第27条第2項」とあるのは「第49条において準用する第27条第2項」と、同項第4号中「第29条第1項」とあるのは「第49条において準用する第29条第1項」と読み替えるものとする。

第4章 自立訓練（機能訓練）

(基本方針)

第50条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7第1号に規定する者に対して、省令第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の配置の基準）

第51条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。ただし、第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことをもって、第2号の理学療法士又は作業療法士に代えることができる。

- (1) 管理者（自立訓練（機能訓練）事業所の長をいう。）
- (2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
- (3) サービス管理責任者

（訓練）

第52条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じ、必要な訓練を行わなければならない。
- 3 自立訓練（機能訓練）事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。
- 4 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

第53条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常

生活又は社会生活を営むことができるよう、第61条に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的に、連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第54条 第10条、第11条、第13条から第18条まで、第23条、第25条から第31条まで、第34条から第40条まで及び第44条から第48条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第2項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第11条第2項及び第4項から第6項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第7項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第9項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第31条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第25条第3項」とあるのは「第54条において準用する第25条第3項」と、同項第3号中「第27条第2項」とあるのは「第54条において準用する第27条第2項」と、同項第4号中「第29条第1項」とあるのは「第54条において準用する第29条第1項」と読み替えるものとする。

第5章 自立訓練（生活訓練）

（基本方針）

第55条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7第2号に規定する者に対して、省令第6条の6第2号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の配置の基準）

第56条 自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（生活訓練）」

事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(生活訓練)事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。ただし、第3号の地域移行支援員については、第58条第5項に規定する宿泊型自立訓練事業所に限る。

(1) 管理者(自立訓練(生活訓練)事業所の長をいう。)

(2) 生活支援員

(3) 地域移行支援員

(4) サービス管理責任者

(規模)

第57条 自立訓練(生活訓練)事業所の規模は、市規則で定める基準を満たさなければならない。

(設備の基準)

第58条 自立訓練(生活訓練)事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を市規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該自立訓練(生活訓練)事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

2 宿泊型自立訓練(省令第25条第6号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)を行う自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、前項に規定する設備のほか、居室及び浴室を市規則で定める基準により設けなければならない。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

3 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用とすることができる。

4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 宿泊型自立訓練事業所(宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法

律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でなければならない。ただし、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、市規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた宿泊型自立訓練事業所の建物の場合は、この限りでない。

(準用)

第59条 第10条、第11条、第13条から第18条まで、第23条、第25条から第31条まで、第34条、第36条、第38条から第40条まで、第44条から第48条まで、第52条及び第53条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第2項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第11条第2項及び第4項から第6項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第7項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第9項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第31条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第2号中「第25条第3項」とあるのは「第59条において準用する第25条第3項」と、同項第3号中「第27条第2項」とあるのは「第59条において準用する第27条第2項」と、同項第4号中「第29条第1項」とあるのは「第59条において準用する第29条第1項」と読み替えるものとする。

第6章 就労移行支援

(基本方針)

第60条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の9に規定する者に対して、省令第6条の8に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の配置の基準)

第61条 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)

は、当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 管理者（就労移行支援事業所の長をいう。）
- (2) 職業指導員及び生活支援員
- (3) 就労支援員
- (4) サービス管理責任者

（認定就労移行支援事業所の従業者の配置の基準）

第62条 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項又は第18条の2第1項の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所（以下この章において「認定就労移行支援事業所」という。）にあつては、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 管理者（認定就労移行支援事業所の長をいう。）
- (2) 職業指導員及び生活支援員
- (3) サービス管理責任者

（認定就労移行支援事業所の設備の基準）

第63条 第68条において準用する第37条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設の認定の基準（設備に係るものに限る。）を満たすこととする。

（実習の実施）

第64条 就労移行支援事業者は、利用者が第68条において読み替えて準用する第10条第2項の就労移行支援計画に基づいて実習ができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏ま

えて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第65条 就労移行支援事業者は、公共職業安定所における求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第66条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が当該職場に就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第67条 就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、市長に報告しなければならない。

(準用)

第68条 第10条、第11条、第13条から第18条まで、第23条、第25条から第31条まで、第34条から第40条まで、第42条から第48条まで及び第52条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第2項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第11条第2項及び第4項から第6項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第7項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第9項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第31条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第25条第3項」とあるのは「第68条において準用する第25条第3項」と、同項第3号中「第27条第2項」とあるのは「第68条において準用する第27条第2項」と、同項第4号中「第29条第1項」とあるのは「第68条において準用する第29条第1項」と、第36条第1項中「生活介護事業者」とあるのは「就労移行支援事業者（認定就労移行支援事業所に係るものを除く。）」と、「生活

介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第7章 就労継続支援A型

（基本方針）

第69条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら省令第6条の10第1号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の配置の基準）

第70条 就労継続支援A型の事業を行う者（以下「就労継続支援A型事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 管理者（就労継続支援A型事業所の長をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 職業指導員及び生活支援員
- (3) サービス管理責任者

（規模）

第71条 就労継続支援A型事業所の規模は、市規則で定める基準を満たさなければならない。

（設備の基準）

第72条 就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を市規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する訓練・作業室は、就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。
- 3 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用とすることができる。
- 4 第1項に規定する設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するも

のでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(管理者の資格要件)

第73条 管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者若しくは企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(実施主体)

第74条 就労継続支援A型事業者が社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人以外のものである場合は、当該就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社以外のものでなければならない。

(雇用契約の締結等)

第75条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者（多機能型により就労継続支援A型の事業と就労継続支援B型の事業とを一体的に行う者を除く。）は、利用者のうち省令第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。

(就労)

第76条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

(賃金及び工賃の支払等)

第77条 就労継続支援A型事業者は、利用者（第75条第2項の規定に基づき就労継続支援A型の提供を受けている者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）を除く。）が自立した日常生活又は社会生活

を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならない。

3 前項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃（同項に規定する工賃をいう。以下この条において同じ。）の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

4 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、第2項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

（実習の実施）

第78条 就労継続支援A型事業者は、利用者が第82条において読み替えて準用する第10条第2項の就労継続支援A型計画に基づいて実習ができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第79条 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所における求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第80条 就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が当該職場に就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（利用者及び従業者以外の者の雇用）

第81条 就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を就労継続支援A型の事業に従事するために雇用する場合は、市規則で定める基準を超えて雇用してはならない。

(準用)

第82条 第10条、第11条、第13条から第18条まで、第23条、第25条から第31条まで、第34条、第36条、第39条、第40条、第44条から第48条まで及び第52条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第2項、第11条及び第17条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第31条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第25条第3項」とあるのは「第82条において準用する第25条第3項」と、同項第3号中「第27条第2項」とあるのは「第82条において準用する第27条第2項」と、同項第4号中「第29条第1項」とあるのは「第82条において準用する第29条第1項」と読み替えるものとする。

第8章 就労継続支援B型

(基本方針)

第83条 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の10第2号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(工賃の支払等)

第84条 就労継続支援B型の事業を行う者（以下「就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者には、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃（同項に規定する工賃をいう。以下この条において同じ。）の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3,000円を下回ってはならない。

3 就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営む

ことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

- 4 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、目標とする工賃の水準を設定し、当該目標とする工賃の水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、東京都知事及び市長に報告しなければならない。

(準用)

第85条 第10条、第11条、第13条から第18条まで、第23条、第25条から第31条まで、第34条から第36条まで、第39条、第40条、第42条、第44条から第48条まで、第52条、第70条、第72条、第73条及び第78条から第80条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第2項、第11条及び第17条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第31条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第25条第3項」とあるのは「第85条において準用する第25条第3項」と、同項第3号中「第27条第2項」とあるのは「第85条において準用する第27条第2項」と、同項第4号中「第29条第1項」とあるのは「第85条において準用する第29条第1項」と、第78条第1項中「第82条」とあるのは「第85条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第9章 多機能型に関する特例

(従業者の配置の基準等の特例)

第86条 多機能型の生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下これらを「多機能型事業所」という。）は、多機能型事業所の事業ごとの利用定員（当該多機能型事業所において、多機能型の指定児童発達支援（東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号）第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（同条例第60条に規定する

指定医療型児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(同条例第70条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下これらを「多機能型児童発達支援事業等」という。)を行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が市規則で定める数に満たない場合は、当該多機能型事業所の従業者を、市規則で定める基準により置くことができる。

- 2 多機能型事業所は、当該多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所とし、当該一の事業所のサービス管理責任者を、市規則で定める基準により置くことができる。

(利用定員に関する特例)

第87条 多機能型事業所の利用定員は、市規則で定める。

(設備の特例)

第88条 多機能型事業所は、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、当該多機能型事業所において、その設備を、それぞれ兼用することができる。

第10章 雑則

(委任)

第89条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(身体障害者更生施設等に関する経過措置)

- 2 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)第1条の規定による改正前の障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下この項において「旧障害者自立支援法」という。)附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧障害者自立支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)第29条に規定する身体障害者更生施設、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設若しくは旧身

身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設（以下「身体障害者授産施設」という。）、旧障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第3号に規定する精神障害者福祉ホーム又は旧障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）の建物として平成18年10月1日前から存していたもの（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）において、療養介護の事業、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行う場合は、当分の間、第8条第1項、第37条第1項（第54条及び第68条において準用する場合を含む。）、第58条第1項又は第72条第1項（第85条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。

（従たる事業所に関する経過措置）

- 3 身体障害者授産施設又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設が、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行う場合において、この条例の施行の際現に存する分場（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第51条第2項並びに整備省令第1条第6号の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第23条第2項及び第47条第2項に規定する分場の建物として平成18年10月1日前から存していたもの（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、改築される等により建物の構造

を変更したものを除く。)をいう。)を生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所(以下この項において「従たる事業所」という。)として設置する場合には、第36条第2項及び第3項(これらの規定を第54条、第59条、第68条、第82条及び第85条において準用する場合を含む。)の規定は、当分の間適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者(サービス管理責任者を除く。)のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(就労継続支援A型に関する経過措置)

- 4 第81条の規定は、この条例の施行の日の前日において現に地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成25年厚生労働省令第4号)第13条の規定による改正前の障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)附則第6条の規定の適用を受けていた就労継続支援A型事業者が、この条例の施行の日以後も引き続き就労継続支援A型の事業を行う場合は、当分の間適用しない。

